

第 8 次 大阪 地域 公害 防止 計画 について

公害防止計画とは

公害防止計画の根拠

公害防止計画は、環境基本法第 17 条に基づき、現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難である地域等において、環境大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて、都道府県知事が作成し、環境大臣の同意を得て策定する地域計画

大阪地域における策定の経緯

第 1 次計画（昭和 47～51 年度）から
第 7 次計画（平成 14～18 年度）まで策定

財政上の特例措置

地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害防止対策事業については、「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による財政上の措置が講じられている。

（例）国庫補助率の嵩上げ

・廃棄物焼却施設（継続事業）	1/4	1/2 補助
・河川のしゅんせつ	1/3	1/2 補助

計画策定の流れ

【計画策定の流れ】

- H19.10.5
・環境大臣の計画策定指示
H19.12.25～H20.1.24
・パブリックコメントの実施
H20.2
・関係省庁調整
H20.3.7
・中央環境審議会公害防止計画小委員会の審議
H20.3.17
・公害対策会議（幹事会）の議
・環境大臣の計画同意 計画策定

第 8 次 計画 の 概要

【計画期間】

平成 19～22 年度の 4 カ年

【対象地域】

大阪市、堺市等 30 市 1 町

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町

【計画の目標】

環境基準未達成項目について、
環境基準が達成されるよう努める

【主要課題】

自動車交通公害
（大気汚染、騒音）
河川の水質汚濁
（BOD、ダイオキシン類）
大阪湾の水質汚濁
（COD、窒素、りん）
地下水汚染
（トリクロロエチレン等）

自動車交通公害対策

【目標】NO₂、SPMに係る環境基準の達成、自動車騒音に係る環境基準の概ね達成
【施策】
発生源対策：単体規制、車種規制、流入車対策、低公害な車の普及促進、ディーゼル車対策
交通対策：交通需要の抑制、交通流対策
道路構造対策
局地汚染対策
啓発活動

河川の水質汚濁対策

《BOD対策》

【目標】河川のBODに係る環境基準の概ね達成
【施策】生活排水対策：下水道の整備、浄化槽の設置促進 等
工場・事業場対策：法律及び条例に基づく排水規制、未規制事業場の排水対策 等
その他の汚濁発生源に係る対策
ごみ対策
教育・啓発等
水の循環再利用等の推進、自然の水循環の安定的確保
調査研究の推進、監視体制の整備

《ダイオキシン類対策》

【目標】河川のダイオキシン類に係る環境基準の概ね達成
【施策】発生源対策：法令に基づく規制基準の遵守指導、施設の構造・維持管理基準の徹底や技術的な助言・指導、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用の推進 等
環境対策：常時監視等の継続実施、底質浄化対策

大阪湾の水質汚濁対策

【目標】CODに係る環境基準の概ね 80% 達成、窒素、りんに係る環境基準達成維持
【施策】
生活排水対策：下水道の整備、浄化槽の設置促進 等
産業排水対策：総量規制基準の遵守・徹底、排水処理施設の導入指導 等
その他の汚濁発生源に係る対策
教育、啓発等
その他：大阪湾再生の取組みの推進、底質改善事業の推進 等

地下水汚染対策

【目標】地下水に係る環境基準の概ね達成
【施策】
発生源対策：有害化学物質の適正管理、地下浸透の未然防止 等
常時監視：地下水測定計画に基づく常時監視
改善対策指導：原因把握・対策指導、浄化対策手法の検討 等
その他：地質・土壌の情報整理・調査、汚染機構の解明 等